

■整備に伴い必要な例規改正等

<条例>	改正内容
■多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・19～28条の見直し ・新BI(コワーキング)の追記[開館日、開館時間、使用申請、利用料金、許可、貸出会議室（規則との調整）] ・14条別表第1の改正 ミーティングルームの削除
<要綱等>	改正内容
■多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則	<ul style="list-style-type: none"> ・新BI(コワーキング)の追記等
■多治見市タジコン創業者フォローアップ補助金交付要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・タジコン実行委員会・タジコンサポート隊の記載検討
■多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条に起業支援ルーム・コワーキングを除く を追加 ・別表（企業支援ルーム・コワーキング）追加
■多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則	<ul style="list-style-type: none"> ・新BI(コワーキング)の追記
■多治見市補助金等交付要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・別表追加：新補助金 ・別表補助金削除 3 一般商工業振興対策事業 <ul style="list-style-type: none"> 3 新商品開発支援事業 4 副業・兼業人財活用支援事業
■（仮称）経済活性化支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・新設
■多治見市新商品開発支援補助金交付要綱 ■多治見市副業・兼業人財活用事業支援補助金交付要綱 ■多治見市新事業創出基盤施設運営委員会設置要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止